

# 土砂災害のおそれのある区域からの住宅の移転を支援します

## ＜令和 2 年度 岐阜市がけ地近接等危険住宅移転補助事業のご案内＞

### 1. 補助の目的と概要

本市では、土砂災害により危険を及ぼすおそれがある区域内における住民の安全を確保するため、市内の安全な区域へ移転することを目的とし、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行います。

### 2. 補助の内容

補助を受ける場合、下記の期間中に事前相談を行う必要があります。申請受付は令和 2 年度に行います。

**事前相談募集期間**：令和元年 5 月 13 日（月）～ 10 月 31 日（木）

**補助事業申請期間**：令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 5 月 29 日（金）※予定

#### 1) 補助事業の対象

居住者がいる危険住宅であり、移転先が市内の安全な場所であるものが対象です。

- ・申請者は危険住宅の所有者等に限ります。
- ・危険住宅とは、市内の次の①から③の区域内の「既存不適格住宅<sup>※1</sup>」、①から⑤の区域内の「災害等により安全上の支障が生じたとして市長が移転勧告等を行った住宅」をいいます。

① 災害危険区域（岐阜県建築基準条例第 4 条）

⇒当課の HP「地域における規制・基準」で確認できます。（<https://www.city.gifu.lg.jp/9684.htm>）

② 県条例第 6 条適用区域<sup>※2</sup>（岐阜県建築基準条例第 6 条）

⇒測量などを含めご自身で調査する必要があります。（<https://www.city.gifu.lg.jp/7838.htm>）

③ 土砂災害特別警戒区域<sup>※3</sup>（土砂法第 9 条）

⇒岐阜県の HP「ぎふ山と川の危険箇所マップ」で確認できます。（<http://kikenmap.gifugis.jp/>）

④ 土砂災害特別警戒指定見込み区域（土砂法第 4 条の基礎調査を完了し、③の区域に指定される見込みの区域）

⑤ 災害救助法適用区域（事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域）

⇒④⑤の指定区域は、当課にて確認を行います。

※1 「既存不適格住宅」 法令の施行前又は適用時に存在し又は工事中で、現在これらの規定に適合していない住宅

※2 「県条例第 6 条適用区域」 通称「がけ条例」

※3 「土砂災害特別警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）  
通称「レッドゾーン」

#### 2) 補助金の額等

予算の範囲内で、次の事業区分ごとの補助額の合計となります。

※補助事業は危険住宅の除却が必須です。

事業区分	補助対象経費	補助限度額（1 戸当たり）	
危険住宅の除却等を行う事業	危険住宅の除却等に要する費用	95.7 万円	
住宅の建設又は購入及び改修を行う事業	住宅の建設又は購入及び改修をする為の借入金の利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額	下記以外	415 万円 〔・建物 319 万円 ・土地 96 万円〕
		保全家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域	722.7 万円 〔・建物 457 万円 ・土地 206 万円 ・敷地造成 59.7 万円〕

### 3. 手続きの流れ

#### < 事業募集年度（令和元年度） >

##### 1 事前相談

※募集期間  
令和元年 5月13日～10月31日

#### 【注意】補助を受けるには事前相談が必要です!!

・補助要件の確認のため、事前相談を行います。募集期間内に下記の書類を提出してください。また、概算費用等の確認のため、事業の概算費用及び借入予定額等が確認できる資料等をお持ちください。

- ① 事前相談書及び事業予定書
- ② 危険住宅に係る固定資産税の課税明細書等の写し

#### < 事業年度（令和2年度） >

##### 2 補助金の交付申請

※申請期間  
令和2年 4月1日～5月29日  
(変更となる場合があります。)

●前年度に事前相談を行った上で、期日までに下記の書類を提出してください。

- ① 補助金等交付申請書及び事業計画書
- ② 危険住宅の位置図、配置図、がけの断面図等の図面及び写真
- ③ 移転先の住宅の位置図、配置図、平面図、立面図等の図面
- ④ 危険住宅に係る固定資産税の課税明細書等の写し
- ⑤ 危険住宅に居住していることが確認できる書類及び借家人の同意書
- ⑥ 危険住宅の除却等及び住宅の建設等に係る見積書の写し
- ⑦ 資金を借り入れる予定の金融機関等により作成された利息計算書等

##### 3 補助金の交付決定

##### 4 移転事業の実施

#### 【注意】交付決定前に事業を実施した場合は、補助対象となりません!!

・必ず補助金交付決定後に移転事業の契約及び工事を実施してください。

##### 5 移転事業の完了実績報告

●移転事業を完了した日から30日以内又は事業年度内のうち、いずれか早い日までに下記の書類を提出してください。

#### 【注意】移転事業は事業年度内に完了させる必要があります!!

- ① 補助事業等実績報告書及び事業実績書
- ② 建設住宅の検査済証の写し
- ③ 危険住宅の跡地及び建設・購入及び改修した住宅の写真
- ④ 危険住宅の除却等及び住宅の建設等に要した費用の領収書の写し
- ⑤ 金融機関等との融資に係る契約書等の写し

##### 6 補助金の確定

##### 7 補助金の交付

●補助金の確定後、指定の口座へ補助金が振り込まれます。

### 4. その他

- 1) 事前相談及び申請にあたり、建築指導課へ予約を行った上、必要書類などについて確認してください。
- 2) 「岐阜市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」については、建築指導課 HP に掲載していますので、参考までにご確認ください。事前相談及び申請に必要な様式もダウンロードが可能です。

※建築指導課 HP <https://www.city.gifu.lg.jp/2992.htm>

#### < お問合わせ先 >

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 構造審査係（本庁舎 6 階）

TEL : 058-265-3903 / FAX : 058-264-1760 / E-mail : k-shido@city.gifu.gifu.jp